

発達障害支援の地域連携に係る全国合同会議

日時:平成30年2月9日(金)

場所:文部科学省東館講堂

厚生労働省における 発達障害施策予算等について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害支援室

**厚生労働省・文部科学省
発達障害者支援施策の
平成30年度予算案について**

発達障害者支援関係施策予算（平成30年度予算案）

地域支援体制の確立

発達障害者支援地域協議会 【地域生活支援事業 493億円の内数（488億円の内数）】（資料1参照）

関係者等により「発達障害者支援地域協議会」を設置し、地域における発達障害者の課題について情報共有を図るとともに、支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証し、地域の実情に応じた体制整備について協議、検討を行う。

発達障害者支援体制整備事業 【地域生活支援事業 493億円の内数（488億円の内数）】（資料2, 3参照）

発達障害に関して住民への理解促進や、発達障害特有のアセスメントツールの導入の促進等を実施し、発達障害児者の福祉の向上を図る。

また、各地域における発達障害児者の支援体制の整備及び社会参加を促す観点から、発達障害者支援センター等に発達障害者地域支援マネージャーを配置し、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等を実施し、地域支援機能の強化を図る。

発達障害児者及び家族等支援事業（新規） 【地域生活支援促進事業 1.3億円】（資料4参照）

発達障害児者の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を充実させ、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図る。

また、身近な場所で支援が受けられるよう、対象自治体を市町村に拡充する。

発達障害者支援センターの設置、運営 【地域生活支援事業 493億円の内数（488億円の内数）】（資料5参照）

地域の拠点として、発達障害者やその家族などの支援、関係機関等に対する普及啓発及び研修等を実施する。

巡回支援専門員整備事業 【地域生活支援事業 493億円の内数（488億円の内数）】（資料6参照）

発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等を巡回し、スタッフや親に助言等を実施する。

支援手法の開発

発達障害児者の地域生活支援モデル事業 【地域生活支援促進事業 38百万円(53百万円)】(資料7参照)

発達障害者の社会生活等の安定を目的として、当事者同士の活動や当事者、その家族、地域住民等が共同で行う活動に対する効果的な支援手法の開発及びライフステージを通じて切れ目なく支援を効果的に行うため関係分野が連携した支援手法の開発を行う。

発達障害児及び家族の地域生活支援 【16百万円(17百万円)】

デイサービス等を通じた支援プログラムの開発、地域の関係機関との連携体制の整備及び専門職による発達障害の早期発見・早期対応を目的とした地域子育て支援を国立障害者リハビリテーションセンターで実施する。

人材の育成

かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 【地域生活支援促進事業 21百万円(44百万円)】(資料8参照)

発達障害における早期発見・早期支援の重要性に鑑み、かかりつけ医等の医療従事者に対して、対応力向上研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応が可能となるよう医療従事者の育成に取り組む。

発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業(新規) 【地域生活支援促進事業 1億円】(資料9参照)

発達障害の医療ネットワークを構成し、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を行うための研修等を実施し、専門的医療機関の確保を図る。

発達障害者支援に係る研修事業 【13百万円(8百万円)及び(独)国立精神・神経医療研究センター運営費交付金の内数】 (アについて、資料10、イについて資料11参照)

- ア) 地域で指導的な役割を担うことができる専門的な人材を育成するための研修を国立障害者リハビリテーションセンターで実施する。
- イ) 困難事例に係るブロック研修等を行う「発達障害者地域支援推進事業」を国立障害者リハビリテーションセンターで実施する。
- ウ) 小児医療、精神医療、療育の3分野について、発達障害支援に携わる職員に対する研修を行い、各支援現場での対応の充実を図る。

就労支援の推進

発達障害者雇用トータルサポーターによる就職準備段階から職場定着までの一貫した専門的支援の実施（新規） 【179百万円】
（資料12参照）

ハローワークに、発達障害者の就労支援等の十分な経験を有する「発達障害者雇用トータルサポーター」を新たに配置し、発達障害者支援センター等との積極的な連携を図りつつ、発達障害者に対するカウンセリングや就職支援、企業や支援担当者に対する発達障害者の雇用に必要なノウハウの提供等、就職準備から定着までの一貫した専門的支援の実施。

若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム 【435百万円（504百万円）】 （資料13参照）

ハローワークにおいて、発達障害等の要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、その希望や特性に応じて、専門支援機関である地域障害者職業センターや発達障害者支援センターに誘導するとともに、障害者向けの専門支援を希望しない者については、きめ細かな個別相談、支援を実施。（平成25年度から全国展開）

特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者コース） 【618百万円（503百万円）】（資料14参照）

発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、発達障害者について、ハローワーク等の職業紹介により常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を実施。

精神・発達障害者しごとサポーターの養成 【56百万円（43百万円）】（資料15参照）

広く一般労働者を対象に、職場において精神・発達障害者を支援するサポーター（精神・発達障害者しごとサポーター）を養成し、精神・発達障害者に寄り添い、支える環境づくりに取り組む。

福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業 【310百万円（280百万円）】

企業と障害者やその保護者、特別支援学校・高校・大学の教職員等の企業での就労に対する不安感を払拭させるとともに、企業での就労への理解促進を図るため、地域のニーズを踏まえて、就労支援セミナー、事業所見学会、職場実習等を実施。

発達障害者就労支援普及・定着化事業、就労移行支援事業における効果的な支援手法の検証・普及事業 【16百万円（16百万円）】

発達障害者の就労支援に関する支援・検証を国立障害者リハビリテーションセンターで実施。

情報提供・普及啓発の推進

発達障害情報・支援センター 【48百万円(52百万円)】

国立障害者リハビリテーションセンターに設置されている「発達障害情報・支援センター」で、発達障害に関する各種情報を発信し、支援手法の普及や国民の理解を促進。自治体等に対して地域における支援体制構築に向けた指導、助言を実施する。

「世界自閉症啓発デー」普及啓発事業 【8百万円(8百万円)】 (資料16参照)

「世界自閉症啓発デー」の周知と、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発活動を実施する。

特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備 (資料17参照)

【切れ目ない支援体制整備充実事業：16億円の内数(14.5億円の内数)】

特別な支援を必要とする子供について、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の整備を促すため、教育部局と福祉・保健・医療・労働等の部局が連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援する。

特別支援教育専門家等配置【切れ目ない支援体制整備充実事業：16億円の内数(14.5億円の内数)】 (資料17参照)

特別支援教育推進のための外部専門家の配置を支援する。

医療的ケアのための看護師 1,500人、連携支援コーディネーター(早期支援・就労支援・発達障害支援・合理的配慮) 269人
外部専門家(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等) 348人

特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業 【49百万円(65百万円)】 (資料18参照)

小・中・高等学校等における発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する特別支援教育の体制充実のための組織強化を図るため、学校経営を行うために必要なノウハウ及び効果的な運営の在り方について、大学教授等の専門家を活用し、調査研究を行う。

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する教科指導法研究事業 【1.3億円(87百万円)】 (資料18参照)

通常の学級において発達障害の可能性のある児童生徒が、教科毎の学習でつまづくポイントについて専門家を活用し明らかにするなど、効果的な教科指導の方向性の在り方について調査研究を行う。

特別支援教育の推進（続き）

発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業【60百万円(49百万円)】（資料18参照）

教育委員会における発達障害に係る通級による指導の担当教員等に対する研修体制を構築するとともに、必要な指導方法について医療関係機関等と連携しつつ研究を行う。

平成30年度から高等学校における通級における指導の制度化に対応するため、高等学校における研究を新規に実施する。

発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業（新規）【30百万円】（資料19参照）

学校において児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮の在り方について研究事業を行う。

放課後等福祉連携支援事業【10百万円(13百万円)】（資料20参照）

小・中・高等学校等に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援に当たって、厚生労働省と連携しつつ、学校と放課後等デイサービス事業者等の福祉機関との連携支援、支援内容の共有方法について調査研究を行う。

音声教材の効率的な製作方法等に関する調査研究【53百万円(51百万円)】

発達障害等のある児童生徒が十分な教育を受けられる環境を整備するため、教科書デジタルデータを活用した音声教材に関する効率的な製作方法等について実践的な調査研究を行う。

発達障害者への支援のための体制整備

乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、関係機関等によるネットワークを構築するとともに、発達障害者支援地域協議会を設置し地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制整備について協議するとともに、家族支援体制の整備やアセスメントツールの導入促進のための研修等を実施する。

また、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応を行うための「発達障害者地域支援マネジャー」を配置し、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図る。

都道府県・指定都市

相談、コンサルテーションの実施

発達障害者支援センター

- ・発達障害者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行う。(直接支援)
- ・関係機関との連携強化や各種研修の実施により、発達障害者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進(間接支援)

発達障害者地域支援マネジャー

- ・市町村・事業所等支援、医療機関との連携及び困難ケースへの対応等により地域支援の機能強化を推進
- 原則として、発達障害者支援センターに配置

発達障害者支援地域協議会

- 1) 自治体内の支援ニーズや支援体制の現状等を把握。市町村又は障害福祉圏域ごとの支援体制の整備の状況や発達障害者支援センターの活動状況について検証
- 2) センターの拡充やマネジャーの配置、その役割の見直し等を検討
- 3) 家族支援やアセスメントツールの普及を計画

連携

研修会等の実施

家族支援のための人材育成

(家族の対応力向上)

- ・ペアレントトレーニング
- ・ペアレントプログラム
- (当事者による助言)
- ・ペアレントメンター 等

当事者の適応力向上のための人材育成

- ・ソーシャルスキルトレーニング 等

アセスメントツールの導入促進

- ・M-CHAT、PARS 等

派遣・サポート

連携

展開・普及

市町村

- 1) 住民にわかりやすい窓口の設置や連絡先の周知
- 2) 関係部署との連携体制の構築(例:個別支援ファイルの活用・普及)



- 3) 早期発見、早期支援等(ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム、ペアレントメンター、ソーシャルスキルトレーニング)の推進

- ・人材確保/人材養成
- ・専門的な機関との連携
- ・保健センター等でアセスメントツールを活用



発達障害の早期発見に関する市町村及び都道府県の体制整備について

発達障害者支援法 第5条

- 1 市町村は、母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条及び第13条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。
- 5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものものとする。



障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業

・市町村事業(任意) 「巡回支援専門員整備」

発達障害者支援に関するアセスメント手法についての知識と技術を持った専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回支援を実施し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図る。

・都道府県事業(任意) 「発達障害者支援体制整備」

発達障害地域支援マネジャーは、アセスメントツールの導入など市町村の支援体制の整備に必要な相談、助言等を行う。発達障害の支援の尺度となるアセスメントツールの導入を促進するための研修を実施する。

先進的なアセスメントツールの例

M-CHAT(1歳6か月健診で使用可能)

Modified - **C**hecklist for **A**utism in **T**oddlers
(乳幼児期自閉症チェックリスト修正版)

- ・対象: 16～30か月の幼児
- ・方法: 養育者が質問紙に記入する
- ・目的: 社会性の発達状況の確認、自閉症スペクトラムの可能性について把握する
- ・研修: 発達障害早期総合支援研修(国立精神・神経医療研究センターにおいて実施)

PARS - TR(3歳児健診以降で使用可能)

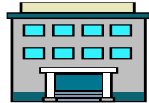
Parent-interview **A**SD **R**ating **S**cales - **T**ext **R**evision
(親面接式自閉スペクトラム症評価尺度テキスト改訂版)

- ・対象: 3歳以上の児者
- ・方法: 専門家が養育者へのインタビューを行う
- ・目的: 幼児期から成人期まで、自閉症スペクトラムの行動特徴の有無を継続的に把握する
- ・研修: 発達障害者支援者研修会(国立障害者リハビリテーションセンターにおいて実施)

発達障害については、支援のためのノウハウが十分普及していないため、各地域における支援体制の確立が喫緊の課題となっている。このため、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等について、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図り、支援体制の整備を推進。

発達障害者支援センター

相談支援(来所、訪問、電話等による相談)
 発達支援(個別支援計画の作成・実施等)
 就労支援(発達障害児(者)への就労相談)
 その他研修、普及啓発、機関支援



【課題】

中核機関としてセンターに求められる市町村・事業所等のバックアップや困難事例への対応等が、センターへの直接の相談の増加等により十分に発揮されていない。

都道府県等 発達障害者支援体制整備(地域生活支援事業)

発達障害者支援地域協議会
 アセスメントツールの導入促進

市町村・関係機関及び関係施設への研修
 ペアレントメンター(コーディネータ)

地域支援機能の強化へ



地域を支援するマネジメントチーム

発達障害者地域支援マネージャーが中心

- ・原則として、センターの事業として実施
- ・地域の実情に応じ、その他機関等に委託可

市町村

体制整備支援

全年代を対象とした支援体制の構築

(求められる市町村の取組)

アセスメントツールの導入
 個別支援ファイルの活用・普及



事業所等

困難ケース支援

困難事例の対応能力の向上
 (求められる事業所等の取組)

対応困難ケースを含めた
 支援を的確に実施



医療機関

医療機関との連携

身近な地域で発達障害に関する
 適切な医療の提供
 (求められる医療機関の取組)

専門的な診断評価
 行動障害等の入院治療



平成28年8月に施行された改正された発達障害者支援法において、都道府県及び市町村は、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援を行うことを努めるよう明記された。家族への支援については、現在、ペアレントプログラムの実施やペアレントメンターの養成等について補助しているところであるが、新たに家族支援のためのメニューを創設し、身近な支援を実施するため対象自治体を市区町村まで拡大する。

< 事業イメージ >

平成29年度まで
(地域生活支援事業費等補助金)

発達障害者支援体制整備事業

地域支援体制サポート

- ・市町村支援
- ・事業所等支援
- ・医療機関との連携

家族支援体制整備

- ・ペアレントメンターの養成に必要な研修等
- ・ペアレントトレーニングの実施
- ・ソーシャルスキルトレーニングの実施等

平成30年度以降
(地域生活支援事業費等補助金)

発達障害児者及び家族支援体制整備事業

ペアレントメンター養成等事業

家族のスキル向上支援事業

ピアサポート推進事業

その他本人・家族支援事業

都道府県及び市町村で事業実施

発達障害児者及び家族等支援事業（新規）

ペアレントメンター養成等事業



ペアレントメンターに必要な研修の実施
ペアレントメンターの活動費の支援
ペアレントメンター・コーディネーターの配置
等

家族のスキル向上支援事業



保護者に対するペアレントプログラム・ペアレントトレーニングの実施
等

ピアサポート推進事業



同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ
保護者同士等の集まる場の提供
集まる場を提供する際の子どもの一時預かり
等

その他の本人・家族支援事業



発達障害児者の適応力向上のためのソーシャルスキル
トレーニング(SST)の実施
等

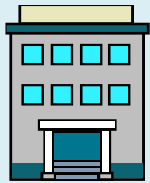
厚生労働省

補助

都道府県・指定都市
障害者総合支援法に基づく都道府県地域生活支援事業として実施

(平成28年4月現在のセンターの設置)
直接実施: 25カ所
委託(社会福祉法人等): 63カ所
医療法人, 地方独立行政法人も可

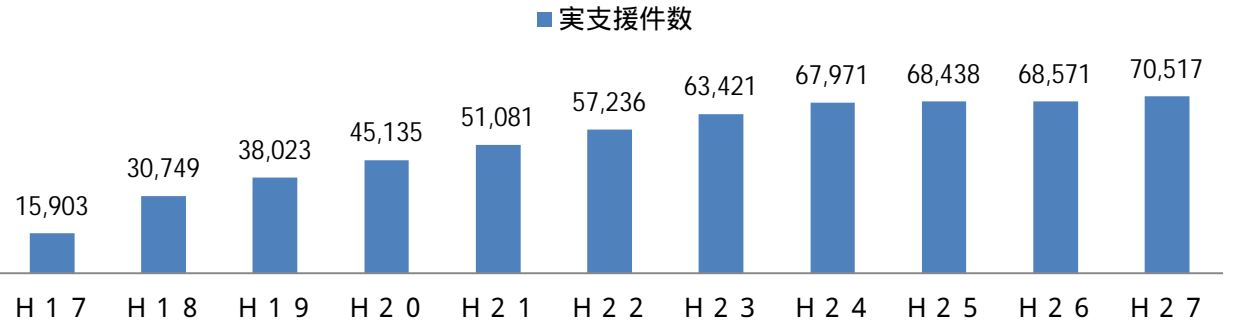
発達障害者支援センター (67都道府県、政令市で設置)



(体制) 職員配置: 4名程度
・管理責任者
・相談支援担当職員
・発達支援担当職員
・就労支援担当職員

都道府県が別途配置する「発達障害者地域支援マネジャー」と緊密に連携する

相談支援・発達支援・就労支援全体の推移



相談支援 (来所、訪問、電話等による相談)
発達支援 (個別支援計画の作成・実施等)
就労支援 (就労に向けての相談等)

発達障害児者・家族

支援

関係機関

児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、精神保健福祉センター、医療機関
障害児(者)地域療育等支援事業実施施設、児童発達支援センター、障害児入所施設、教育委員会、学校、幼稚園、保育所、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等

連携

調整のための会議やコンサルテーション
障害者総合支援法第89条協議会への参加

研修 (関係機関、民間団体等への研修)

普及啓発・研修

地域住民、企業

巡回支援専門員整備事業

発達障害等に関する知識を有する専門員(1)が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援(2)を行う。

1 「発達障害等に関する知識を有する専門員」

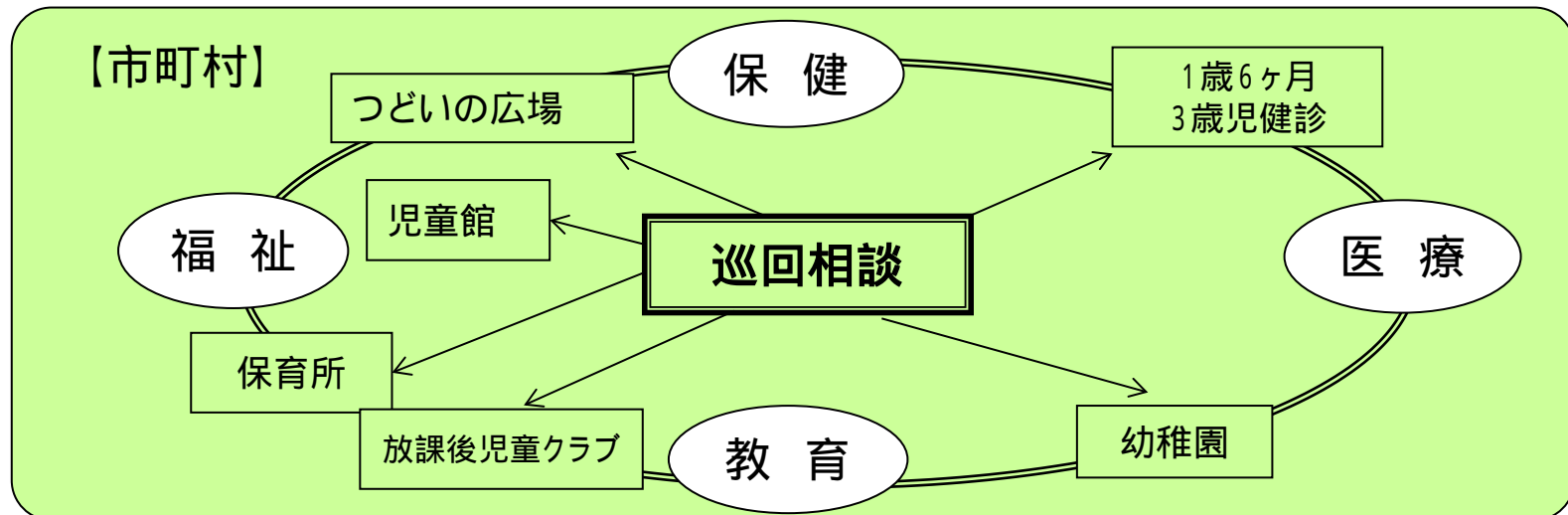
- ・医師、児童指導員、保育士、臨床心理技術者、作業療法士、言語聴覚士等で発達障害に関する知識を有する者
- ・障害児施設等において発達障害児の支援に現に携わっている者
- ・学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、発達障害に関する知識・経験を有する者

(専門性の確保)

専門員は、国立障害者リハビリテーションセンター学院で実施している発達障害に関する研修や地域の発達障害者支援センター等が実施する研修等を受講し、適切な専門性の確保を図る。

2 「障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援」の例

- ・親に対する助言・相談支援
- ・児童相談所や発達障害者支援センター等の専門機関へのつなぎ
- ・M-CHATやPARS-TR等のアセスメントを実施する際の助言
- ・ペアレントトレーニング(ペアレントプログラム)の実施
- ・ペアレントメンターについての情報提供



発達障害児者の地域生活支援モデル事業

発達障害児者やその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、支援手法の開発、関係する分野との協働による支援や切れ目のない支援等を整備するためにモデル事業を実施し、これにより地域生活支援の向上を図る。

発達障害の地域生活支援モデル検討委員会（国）

審査・指導・助言・総括

（都道府県・市町村）

企画・推進委員会
（モデル事業の企画・推進等）

発達障害者支援マネージャー
（モデル事業の進行管理、情報収集等）

中長期的な課題設定

発達障害児者が、地域住民等との間で課題や困り事が生じた際に当該課題の深刻化の予防、再発防止等の支援手法の開発及び社会生活等の安定を目的として当事者同士が行う活動等の支援手法の開発並びに発達障害者支援を効果的に行うため、医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野間での連携による切れ目のない支援手法の開発

< テーマ >

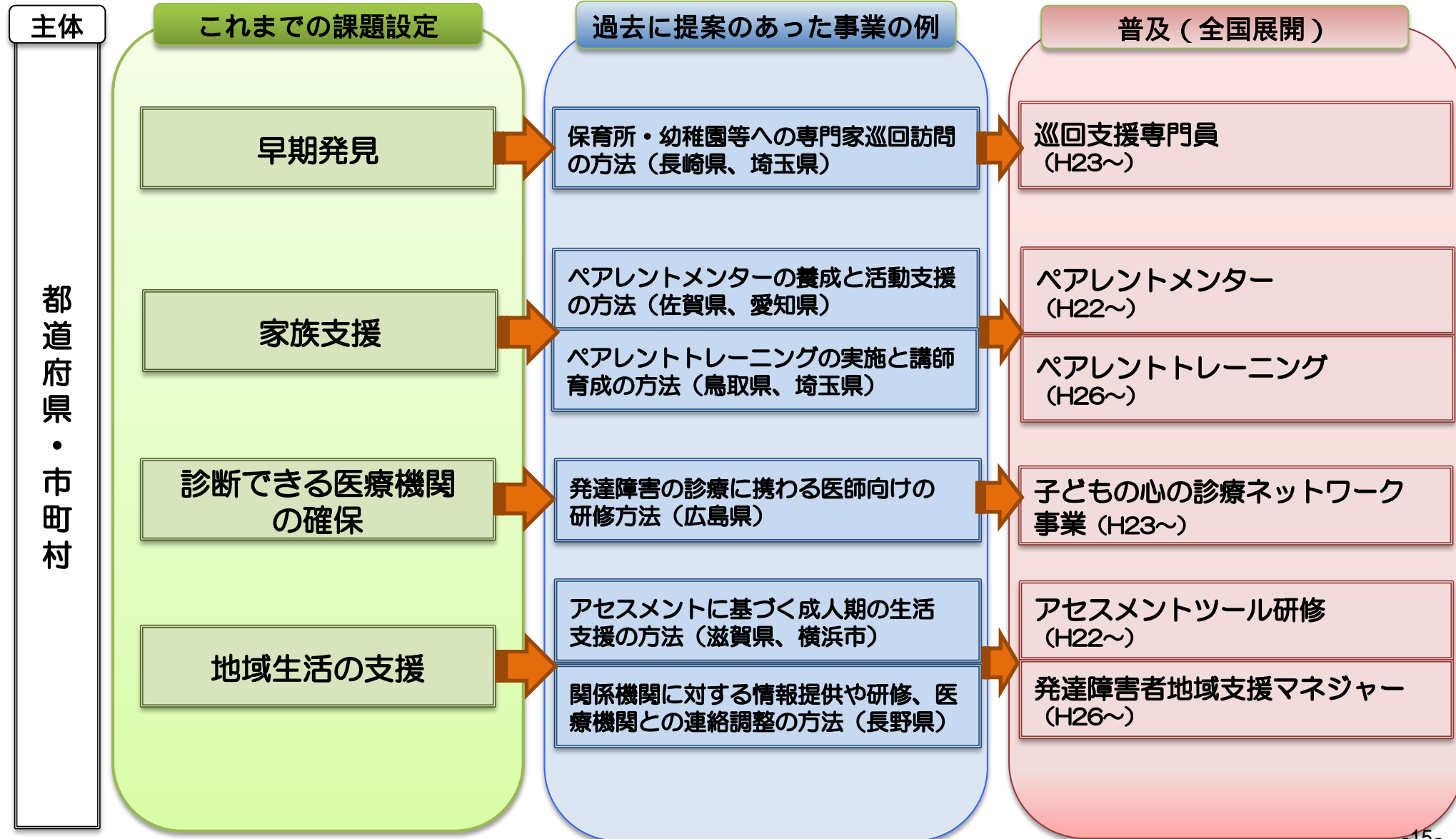
地域で暮らす発達障害者に困り事が生じた時に発達障害者の特性を理解した上で地域や関係機関において適切な対応を行うための効果的な支援手法の開発
（例 トラブルが起きにくい地域作りや深刻なトラブルへの支援の方法など）

発達障害者の社会生活等の安定を目的として、当事者同士の活動や当事者、その家族、地域住民等が共同で行う活動に対する効果的な支援手法の開発
（例 コーディネーター等を配置しての当事者同士の活動等への支援の方法など）

ライフステージを通じて、切れ目なく発達障害者の支援を効果的に行うため、医療、保健、福祉、教育、労働等の分野間で連携した支援手法の開発
（例 情報共有ツール等を活用した支援の方法など）

発達障害者児者支援開発事業(モデル事業:H19年度～)

発達障害者及びその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、支援手法の開発、関係する分野との協働による支援や切れ目のない支援等を整備するためにモデル事業を実施し、これにより地域生活支援の向上を図る。



かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業

かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業は、発達障害における早期発見・早期支援の重要性に鑑み、最初に相談を受け、又は診療することの多い小児科医などのかかりつけ医等の医療従事者に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた対応力向上研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応を可能とし、早期発見・早期支援の推進を図る。

国

国立精神・神経医療研究センター

- 【指導者養成研修】(国の研修)
- ・発達障害早期総合支援研修
- ・発達障害精神医療研修
- ・発達障害支援医学研修



指導者養成研修

都道府県・政令市

【本事業の補助対象】

かかりつけ医等発達障害対応力向上研修

地方

・専門的な診療
・症状が落ち着いた場合
かかりつけ医の紹介

専門医等がいる病院

専門医等の医療従事者



連携

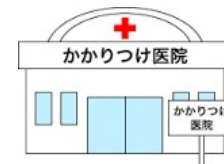
発達障害児者と家族



・初診の対応
・重篤な症状の場合
専門機関の紹介

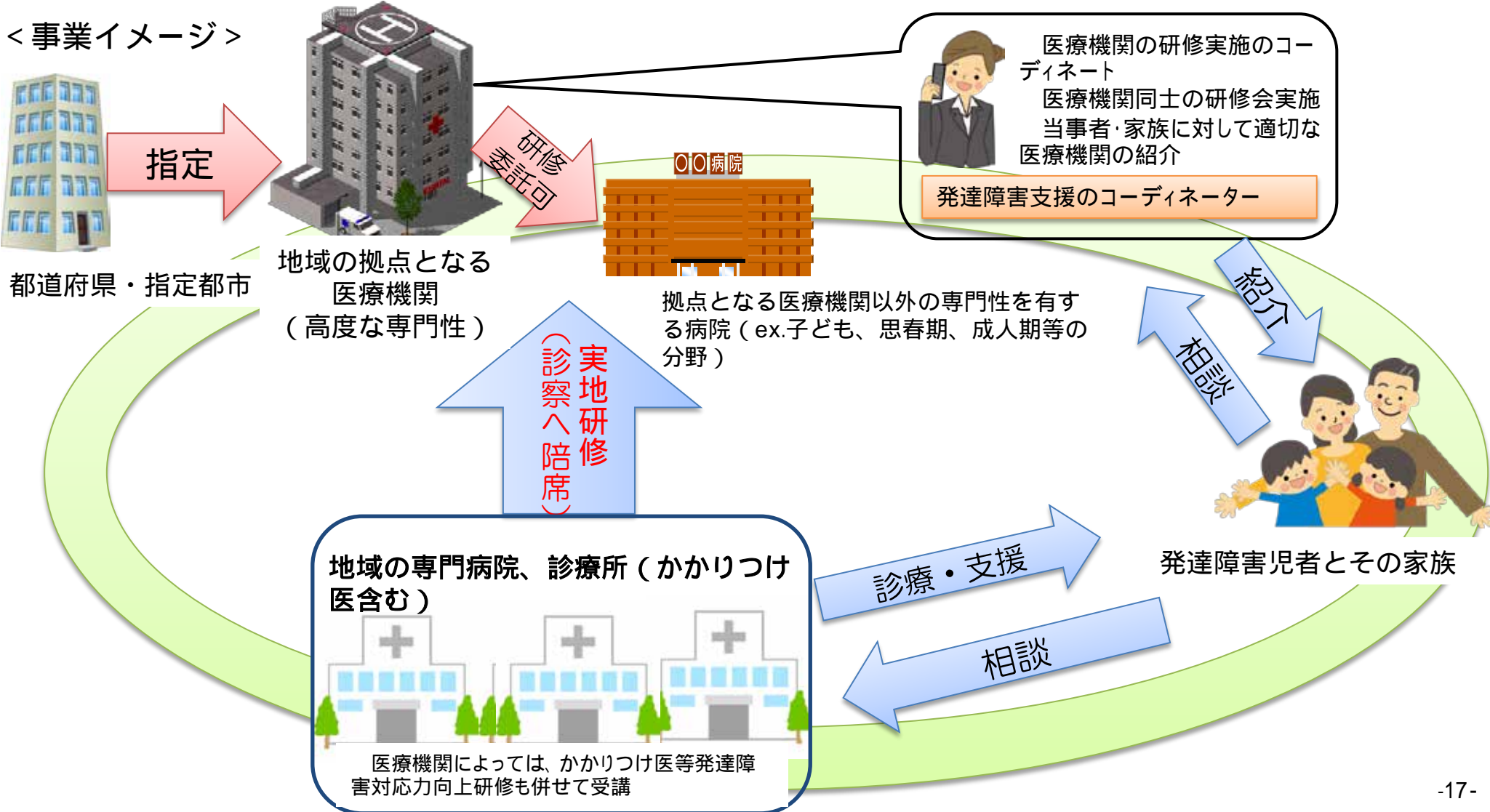
地域の医療機関、診療所

かかりつけ医等の医療従事者



平成29年1月に総務省から「発達障害者支援に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」がなされたが、発達障害の専門的医療機関が少ないという指摘があり、専門的医療機関の確保が急務となっている。
これを踏まえ、平成30年度予算案において、発達障害の発達障害の診療・支援ができる医師の養成を行うための実地研修等を実施し、専門的医療機関の確保を図る。

< 事業イメージ >



発達障害支援について国が行う研修

発達障害者支援センター職員や医師等の発達障害施策に携わる職員を対象に、国立機関等において研修を実施し、各支援現場等における対応の充実を図る。

< 国立障害者リハビリテーションセンター >

1 発達障害者支援センター職員研修

期間 3日間1回
 対象 発達障害者支援センター職員
 内容 ・全国均てん化を目指すテーマ（例 家族支援）
 ・専門性の確保が緊急性が高いテーマ（例 チック、吃音）

2 巡回支援専門員研修

期間 3日間1回
 対象 巡回支援専門員
 内容 ・現場職員に伝えるべき新しい技術（例 アセスメント）
 ・当事者自身、家族自身の活動に関すること（例 メター）

3 発達障害者地域支援マネジャー研修

基礎研修

期間 3日間1回
 対象 発達障害者地域支援マネジャー
 内容 ・現場職員を支える専門的知識・技術（例 事例検討）

応用研修

期間 3日間1回、2コース（市町村体制整備、困難事例対応）
 対象 発達障害者地域支援マネジャー
 内容 ・地域作りに関する具体的な行動計画の作成

4 発達障害地域生活・就労支援者研修

期間 3日間1回
 対象 発達障害の就労支援や生活支援に従事する者
 内容 ・就労の定着や自立生活などに関するテーマ

< 国立精神・神経医療研究センター >

5 発達障害地域包括支援研修（早期支援）

期間 2日間1回
 対象 乳幼児健診に携わる医師、保健師など
 内容 早期発見、早期支援に関する知識・技術

6 発達障害地域包括支援研修（精神保健／精神医療）

期間 3日間1回
 対象 精神科医療機関、精神保健福祉センターの医師など
 内容 他の精神疾患との鑑別、福祉／労働分野との連携

7 発達障害支援医学研修

期間 2日間2回
 対象 保健所、小児医療機関、発達障害者支援センターの医師など
 内容 発達評価、薬物療法、教育機関との連携

都道府県、指定都市が行う
 「かかりつけ医発達障害対応力向上研修」の講師を養成

都道府県、指定都市、市区町村、事業所等の職員
 に向けた専門的知識、支援技術の情報を提供

発達障害情報・支援センターの機能強化（発達障害者地域支援推進事業の創設）

平成30年度予算(案) 5,171千円

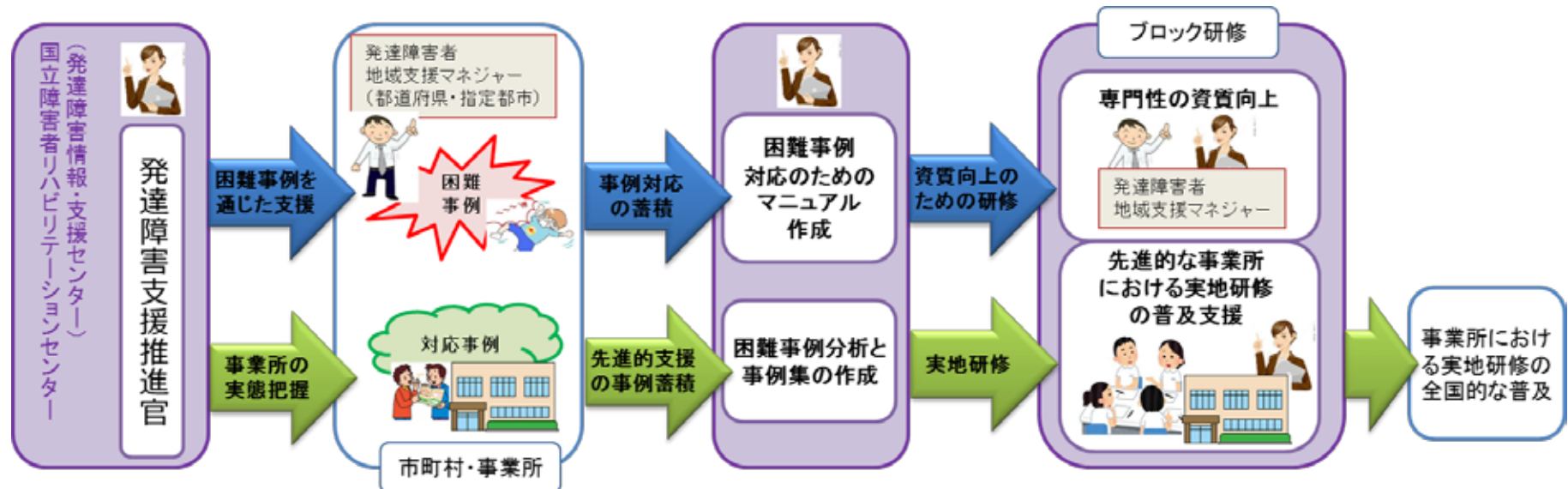
発達障害情報・支援センターにおいて、改正法の施行後、より多様化が見込まれる支援ニーズに全ての地域で実効性のある取組が行われるよう、社会福祉士等の国家資格を有する専門職（発達障害支援推進官）による、

- ・ 発達障害者支援センターや発達障害者地域支援マネージャーが抱える困難事例に係る支援
- ・ 困難事例への先進的な支援を行う事業所における実地研修の普及支援

を行う「発達障害者地域支援推進事業」を創設し、地方公共団体や地域の関係主体への支援を行う。

（事業概要）

- 1 発達障害支援推進官による都道府県への訪問による以下の事業の実施(年10箇所程度)
 - (1) 困難事例への対応を通じた発達障害者地域支援マネージャーへの支援、対応マニュアルの作成
 - (2) 困難事例への先進的な支援を行う事業所の実態把握・分析、困難事例集の作成
- 2 発達障害支援推進官によるブロック研修(全国7箇所)
 - (1) 困難事例への対応事例についての発達障害地域支援マネージャーの資質向上
 - (2) 困難事例への先進的支援を行う事業所における実地研修の普及支援(研修の有効性、実施方法等の説明)



平成30年度予定額 178,861(0)千円

背景・課題

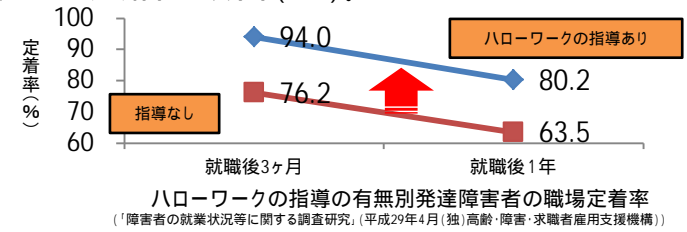
発達障害者については、ハローワークの新規求職者数や発達障害者支援センターの相談人数が大幅に増加しており()、さらに平成30年4月の障害者雇用率引き上げにより、就労支援のニーズが大幅にする見込み。発達障害者は、コミュニケーション能力や対人関係の構築等に困難を抱えており、障害特性や作業能力等を把握し、就職準備段階から職場定着までの一貫した専門的支援が必要であるが、体制が整備されていない。就職後の継続した支援がない場合は、定着率が非常に低い、継続した支援により大幅に改善()。

	平成18年度	平成28年度
新規求職申込件数	284件	4,033件
就職件数	110件	1,601件

ハローワークにおける発達障害者(手帳を所持しない者)の職業紹介状況

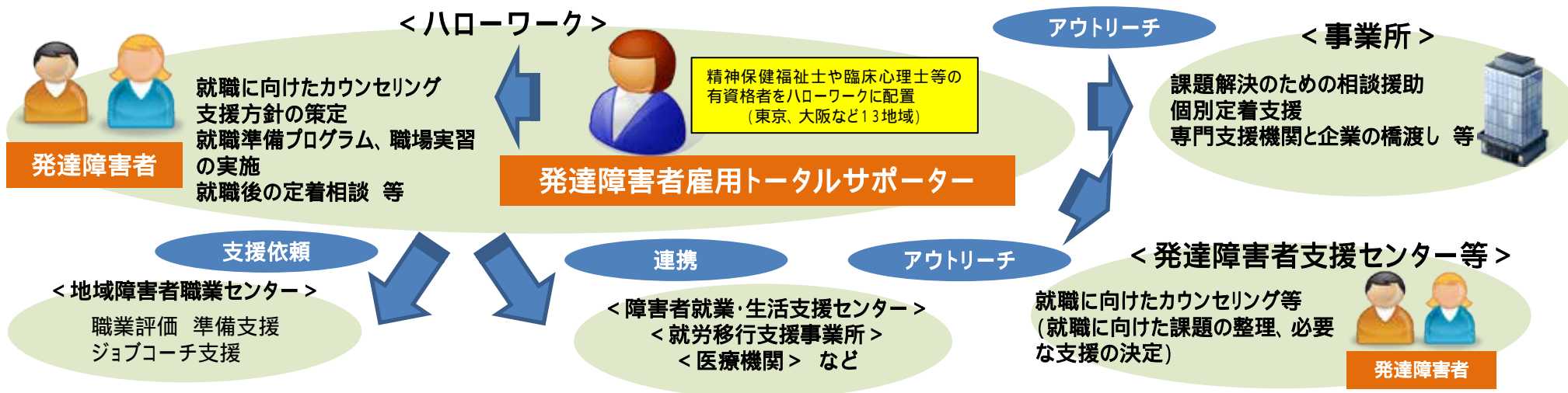
	平成25年度	平成28年度
就労の相談人数	7,604人	9,890人

発達障害者支援センター支援実績



事業内容

ハローワークに発達障害者雇用トータルサポーターを配置し、以下の支援を実施
 求職者へのカウンセリング、支援方針の策定、就職準備プログラムの実施、就職後の定着相談、専門支援機関との連絡調整等
 発達障害者支援センターへのアウトリーチ支援
 事業主への発達障害者の雇用や定着に必要な知識や管理ノウハウの提供、専門支援機関との連絡調整等



(参考) 働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)

8.(2)障害者等の希望や能力を活かした就労支援の推進
 発達障害やその可能性のある方も含め、障害の特性に応じて一貫した修学・就労支援を行えるよう、教育委員会・大学、福祉・保健・医療・労働等関係行政機関と企業が連携する体制を構築する。

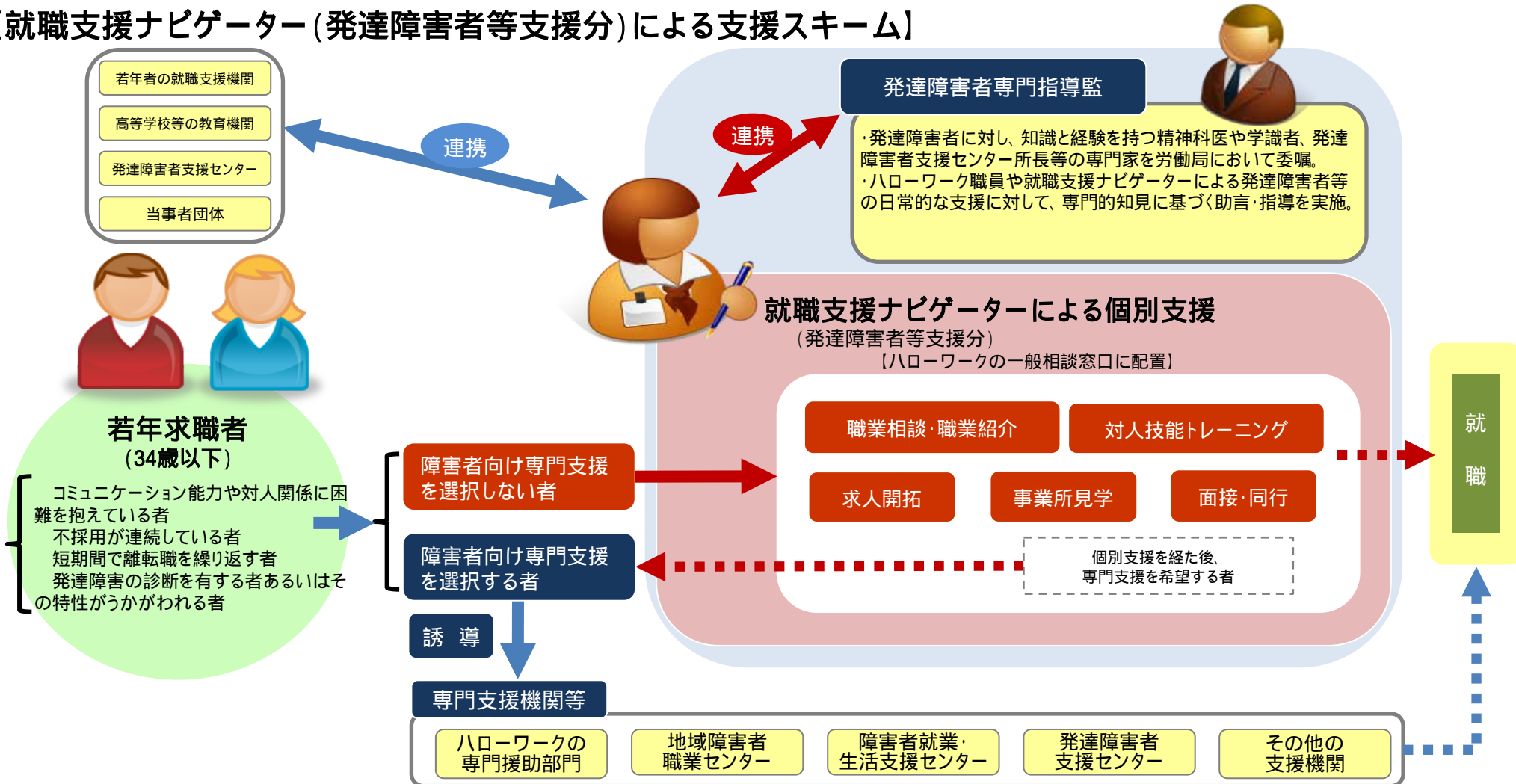
発達障害等の要因により、コミュニケーション能力に困難を抱える者に対して個別支援を行うとともに、障害者向け専門支援を希望する者に対しては、専門支援機関等への誘導を行う等、コミュニケーション能力に困難を抱える要支援者向けの総合的な支援を行う事業を実施。

若年者の就職支援を行う機関と障害者の就労支援機関の連携体制を構築。

発達障害等、様々な要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている要支援者に対して、自らの特性と支援の必要性についての気づきを促し、適切な支援への誘導を行う。

発達障害者に対する専門的支援の強化を図ること等により、要支援者のニーズに応じた適切な相談・支援を実施し、要支援者の円滑な就職の促進を図る。

【就職支援ナビゲーター（発達障害者等支援分）による支援スキーム】



特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)

平成30年度予定額 617,580 (503,100)千円

1 趣旨

発達障害者は、社会性やコミュニケーション能力に困難を抱えている場合が多く、就職・職場定着には困難が伴っている。

また、いわゆる難病のある人は、慢性疾患化して十分に働くことができる場合もあるが、実際の就労に当たっては様々な制限・困難に直面している。

このため、発達障害者及び難病のある人の雇用を促進するため、これらの者を新たに雇用し、雇用管理等について配慮を行う事業主に対する助成を行う。



2 内容

(1) 対象事業主

発達障害者又は難病¹のある人を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

(2) 助成対象期間

1年(中小企業2年)

(3) 支給金額

50万円(中小企業の場合 120万円)²

1 治療方法が確立しておらず、長期の療養を必要とし、診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっている疾患のある者(障害者総合支援法の対象疾病を基に設定(平成27年7月~))

2 特定求職者雇用開発助成金と同様、雇入れ後6ヶ月経過ごとに2回(中小企業の場合は4回)に分けて支給する。

平成30年度予定額 56,226 (43,391)千円

趣旨

企業内において、精神・発達障害者を温かく見守り、支援する応援者となる「精神・発達障害者しごとサポーター」を養成し、精神・発達障害に対する正しい理解を促進する。また、当該サポーターを増やしていくことにより、職場における精神・発達障害者を支援する環境づくりを推進する。

背景

雇用される精神障害者が大幅に増加(障害者雇用状況報告、各年6月1日現在)

平成18年 2,189人(障害者計209,029人) 平成28年 49,356人(障害者計386,606人)

精神障害者の低い定着率(ハローワークの職業紹介により就職した精神障害者の定着率(平成29年4月、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構))

3ヶ月経過時点 69.9% 1年経過時点 49.3%

精神障害者離職理由第1位は「職場の雰囲気・人間関係」(平成25年度障害者雇用実態調査)

事業内容

都道府県及び地域の経済団体との共催等により、傘下・加入事業主等多くの企業に対して、受講勧奨

しごとサポーター養成講座を開催

1 企業の**一般労働者**の受講を勧奨

・精神保健福祉士
・臨床心理士 等

1 講師には**精神障害者雇用トータルサポーター**を活用

講習の内容

- ・共に働く上でのポイント(コミュニケーション方法等)について
- ・精神疾患(発達障害を含む)の種類について
- ・精神・発達障害の特性について

1 平成30年度目標 **40,000** 人

1 企業からの要請に応じて職場内への**出前講座**も実施

精神・発達障害者を支援する環境づくりを推進

受講後は精神・発達障害について基礎知識や理解を有することを**職場内で表示**



シンボルマーク

障害特性を理解し、僚として自然なサポートを行う応援者

同サ

・いつもと違う様子が見られたら一声かけよう!
・和やかな雰囲気づくりを心がけよう!

平成30年度予算額(案) 1,600百万円(平成29年度予算額 1,452百万円)

平成28年4月からの障害者差別解消法の施行、平成28年8月からの発達障害者支援法の改正等を踏まえ、切れ目ない支援体制整備に向けた取組として、自治体等が、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備、特別支援教育専門家等配置、特別支援教育の体制整備の推進をする場合に要する経費の一部を補助する。

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備【拡充】

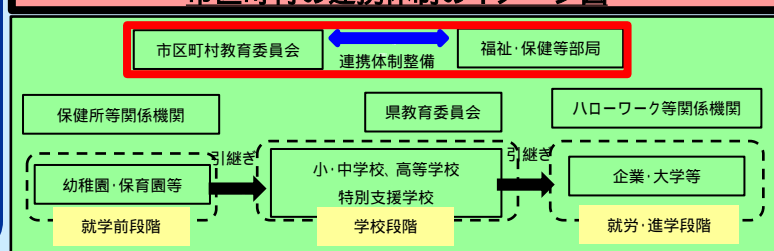
事業の趣旨・内容

(30地域→60地域)

就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の構築
教育・福祉・医療・労働分野等の関係部局や関係機関が連携した体制を整備し支援する仕組の整備
各発達段階を通じ、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう、**就学前段階から就労段階にわたり**、各学校等で個別の支援情報に関する「**個別的教育支援計画**」等を作成し、就学、進級、進学、就労の際に、記載情報の取扱いについて十分配慮した上で、その内容が**適切に引き継がれる仕組の整備**
上記取組における普及啓発

福祉・保健部局の申請可 最長3カ年補助

市区町村の連携体制のイメージ図



特別支援教育専門家等配置

医療的ケアのための看護師【拡充】(1,200→1,500人)

・学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している状況を踏まえ、これらの児童生徒の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等を行う。

連携支援コーディネーター(269人)

(早期支援・就労支援・発達障害支援・合理的配慮に関するコーディネーター)

・[早期支援]自治体が行う早期からの教育相談・支援に資するため、関係部局・機関等や地域等との連絡・調整、情報収集等を行い、特別な支援が必要となる可能性のある子供の円滑な就学先決定の支援を行う。**(特別支援学校への配置可)**
・[就労支援]特別支援学校高等部、高等学校において、ハローワーク等と連携して、障害のある生徒の就労先、就業体験先の開拓、就業体験時の巡回指導、卒業後のアフターフォロー等を行い、障害のある生徒の自立・社会参加を支援する。等

外部専門家(348人)(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等)

・特別支援学校のセンター的機能を充実させ、特別支援学校全体としての専門性を確保するとともに、特別支援学校以外の多様な学びの場における特別支援教育の体制を整備するため、外部専門家を配置・活用する。

特別支援教育体制整備の推進

特別支援連携協議会

・医療・保健・福祉・労働等との連携を強化し、社会の様々な機能を活用できるようにするため、特別支援連携協議会の設置し、障害のある子供の教育の充実を図る。

研修

・管理職(校長等)や各学校を支援する指導主事を対象とした学校全体としての専門性を確保するための研修。担当教員としての専門性の向上のための研修。

補助対象者

都道府県・市区町村
学校法人

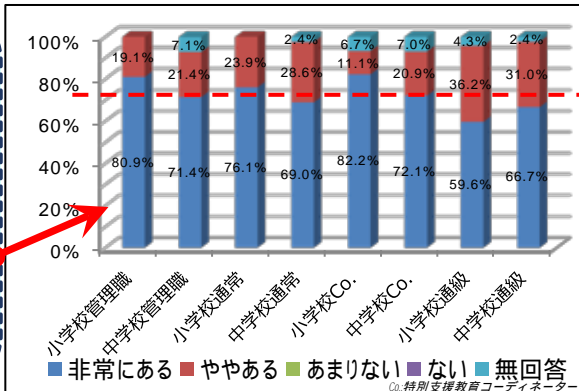
(私立特別支援学校等 H30からのみ対象)

補助率：1/3

背景

校長を始めとし、全ての教職員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められ、**校長のリーダーシップの下、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営**が重要となる。また、発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍しているため必須であり、教科毎に、**学習上つまずくポイントを意識した指導方法**が求められる。特別支援学級や通級による指導の担当教員は、特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きく、特に、発達障害に関する通級による指導については、**9割以上の教員が効果があると認識**(平成26年3月国立特別支援教育総合調査)。そのため、発達障害のある児童生徒に対するより良い指導に向け、**通級による指導担当教員等の専門性の更なる充実に向けた取組**が求められている。

<質問：通級による指導に効果があると思いますかに対する回答>



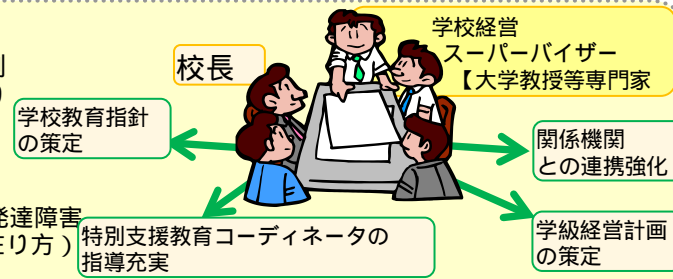
特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業

49百万円

・小・中・高等学校等における発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する特別支援教育の体制充実のための組織強化を図るため、学校経営を行うために必要なノウハウ及び効果的な運営の在り方について、大学教授等の専門家を活用し、調査研究を行う。

20箇所(学校経営スーパーバイザーの配置 20人)

(事業内容) 特別支援教育の体制充実に向け、特別支援教育の視点を踏まえた、発達障害の可能性のある児童生徒を包括する学校経営に関する研究(合理的配慮の提供、発達障害の可能性のある児童生徒をとりまくいじめ防止対策等の学校課題に対する学校体制整備の在り方) 学校組織における特別支援教育コーディネーターの機能強化を図るための研究 など



発達障害の可能性のある児童生徒等に対する教科指導法研究事業

128百万円

・通常の学級において発達障害の可能性のある児童生徒が、教科毎に学習上つまずくポイントを明らかにし、効果的な教科指導の方向性の在り方等について調査研究を行う。また、今後、教員養成段階から発達障害の視点を踏まえた教授内容の知識習得に必要な、学習上つまずくポイントに対する教授方法の開発を行う。

26箇所(教科教育スーパーバイザー等 約26人配置)

(事業内容) 学習上つまずきなど、特定の困難を示す児童生徒に対する指導方法の研究 学習上つまずきなどに対する指導の方向性の在り方及び教員養成課程における教授方法の開発 など



発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業

60百万円

・教育委員会における発達障害に係る通級による指導の担当教員等に対する研修体制を構築するとともに、必要な指導方法について医療関係機関等と連携しつつ研究を行う。また、平成30年度から高等学校における通級による指導の制度化に対応するため、従来の小・中学校だけでなく、高等学校における研究を行う。

(事業内容)

通級による指導開始時における支援終了目標の設定及び評価手法の研究 教育委員会における通級による指導担当教員の研修体制の整備 通常の学級の担任との連携を深化させるための専門性の在り方の研究 など



背景

発達障害者支援法が平成17年4月1日に施行され10年が経過、昨年8月に発達障害者支援法の一部を改正する法律が施行され、教育に関する改正としては、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられる配慮することを規定している。

この間、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成28年4月1日に施行され、合理的配慮を行うことが義務化されている。

発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業

30百万円（10地域）【新規】

委託先：都道府県・市町村教育委員会、附属学校のある国立大学法人 等

（趣旨） 発達障害のある児童生徒は、例えば、感覚面、行動面、認知面、対人面等（複数有する場合を含む。）において支障をきたしたり、過度に反応するなどの症状（状況）がある。

他方、その症状は児童生徒一人ひとり異なることから、認識や理解が難しく、十分な支援が受けられずに学習活動や集団活動等で、学校生活に支障をきたす場合がある。

また、文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消に関する対応指針において、不当な差別の取扱いや合理的配慮の具体例を例示列挙しているところであるが、合理的配慮の好事例や相談事例について事例の蓄積と共有が十分ではない。

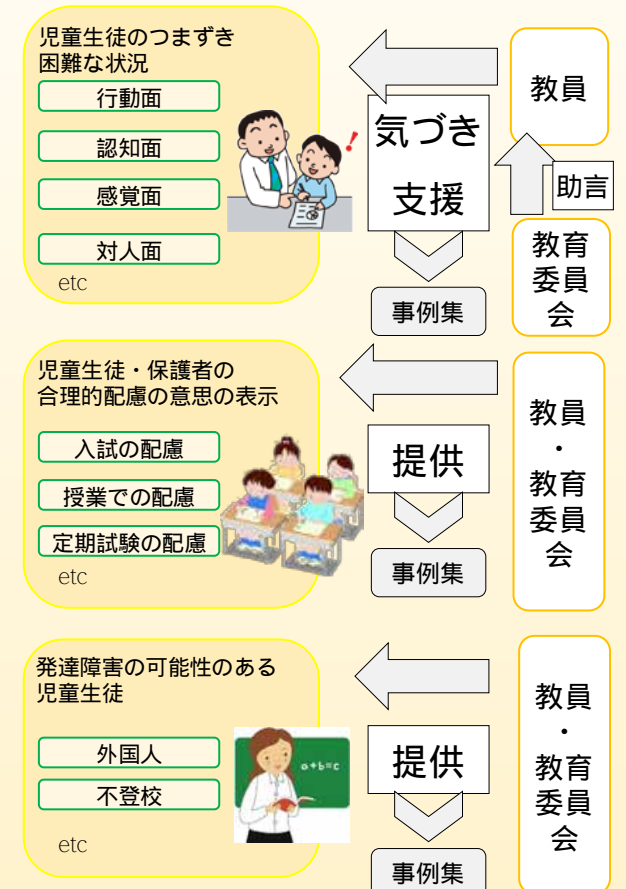
こうした状況に対応するため、学校において児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮の在り方について研究事業を行う。

（事業内容）

児童生徒のつまずきや困難な状況を教員が気づくための理解啓発とその合理的配慮に関する研究
児童生徒本人と教員の双方が困難な状況に気づきにくい感覚面に対する気づきのための理解啓発等

児童生徒本人や保護者からの合理的配慮の意思の表明に対する学校・教育委員会の教職員の合理的配慮の提供に関する研究
入学試験において、本人・保護者の希望、障害の状態等を踏まえた合理的配慮の研究
合理的配慮を提供した際の学習評価の実践（例えば授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用の許可）等

発達障害の可能性のある外国人の児童生徒や十分な支援が受けられず不登校により学校生活に支障をきたしている発達障害の可能性のある児童生徒に対する合理的配慮の提供に関する研究 等



発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する連携支援事業 平成30年度予算額(案) 10百万円(76百万円)

放課後等福祉連携支援事業 10百万円 (4地域)

委託先：都道府県・指定都市・市町村教育委員会

趣旨

小・中・高等学校等に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援に当たって、厚生労働省と連携しつつ、**学校と放課後等のデイサービス事業者等の福祉機関との連携支援、支援内容の共有方法**について調査研究を行う。

事業内容

委託を受けた教育委員会は、「福祉連携校」を指定し、以下の取組を実施する。

① 福祉連携校と放課後等福祉機関との情報交換や連絡調整体制の構築

【取組例】

- 年間を通じて両者との間で交わすべき情報の整理（年間計画、行事予定、対象となる児童生徒の下校時刻、引継ぎの項目等）
- 下校時のトラブルや児童生徒の病気・事故の際の連絡調整体制の構築（保護者も含めた緊急連絡体制や対応マニュアル等の作成）
- 放課後等デイサービス計画等との連携や個人情報等に配慮した、個別の教育支援計画の様式、項目等の検討・作成

② 保護者の同意を得つつ、福祉機関との連携内容を発展させるための手法の研究

【取組例】

- 福祉連携校における支援内容（言葉かけの方法、パニック時の対応等）や、放課後等福祉機関における児童生徒の活動の状況、発達の状況や課題について、福祉連携校、放課後等福祉機関、保護者との共通理解を図るための手法
- 日々の連携内容に関する個別の教育支援計画における記録及び内容の精査
- 保護者も含めたケース会議の実施及びそれを踏まえた福祉連携校での支援内容や、放課後等デイサービス計画の支援目標の見直し

福祉連携校...小学校、中学校、中等教育学校、高等学校の中から、放課後福祉機関に通っている児童生徒が在籍する学校として、教育委員会が指定する学校。
放課後等福祉機関...放課後等デイサービス（児童福祉法第6条の2の2第4項）を行う指定放課後等デイサービス事業又は市町村が実施する放課後児童健全育成事業（児童福祉法第6条の3第2項）において、障害のある児童生徒の受け入れを積極的に行っている実施先。

福祉連携校

放課後等福祉機関

実施方法

① 教育福祉連携研究地域運営協議会の設置

教育委員会は福祉連携校の関係者、福祉部局関係者（ ）、有識者等から組織される協議会を設置し、長期計画の策定や、情報整理、計画見直し等を実施する。

② 放課後等福祉連携調整員の配置

教育委員会は、下記の役割を担う調整員を配置する。

- 「福祉連携校」と「放課後等福祉機関」における日々の定期的な情報共有
- 保護者を含めた意見交換の場の設定
- 放課後等福祉機関の支援状況を把握
- 福祉連携校における教員に対する支援・アドバイス 等



「児童福祉法に基づく障害児通所支援を行っている専門施設の勤務経験を有する者」や、「発達障害のある児童生徒の生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進に関する専門的な知識のある者」が望ましい。

障害保健福祉部における発達障害者支援施策（平成30年度予算案）

参考資料

課 題 平成30年度予算案 4.1億円+493億円の内数(2.1億円の内数+488億円の内数) ()内は平成29年度予算

1 地域支援体制の確立

発達障害者支援地域協議会 【地域生活支援事業493億円の内数】

関係者等により「発達障害者支援地域協議会」を設置し、地域における発達障害者の課題について情報共有を図るとともに、支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況等について検証し、地域の実情に応じた体制整備について協議、検討を行う。

発達障害者支援体制整備事業 【地域生活支援事業493億円の内数】

発達障害に関して住民への理解促進や、発達障害特有のアセスメントツールの導入の促進等を実施し、発達障害児者の福祉の向上を図る。また、各地域における発達障害児者の支援体制の整備及び社会参加を促す観点から、発達障害者支援センター等に発達障害者地域支援マネジャーを配置し、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等を実施し、地域支援機能の強化を図る。

発達障害児者及び家族支援事業 【地域生活支援事業等のうち1.3億円】

発達障害児者の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を充実させ、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図る。
また、身近な場所で支援が受けられるよう、対象自治体を市町村に拡充する。

発達障害者支援センターの設置、運営 【地域生活支援事業493億円の内数】

地域の拠点として、発達障害者やその家族などの支援、関係機関等に対する普及啓発及び研修等を実施する。

巡回支援専門員整備事業 【地域生活支援事業493億円の内数】

発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等を巡回し、スタッフや親に助言等を実施する。

2 支援手法の開発

発達障害児者の地域生活支援モデル事業 【地域生活支援事業等のうち0.38億円(0.53億円)】

発達障害者の社会生活等の安定を目的として、当事者同士の活動や当事者、その家族、地域住民等が共同で行う活動に対する効果的な支援手法の開発及びライフステージを通じて切れ目なく支援を効果的に行うため関係分野が連携した支援手法の開発を行う。

発達障害児及び家族の地域生活支援 【0.16億円(0.17億円)】

デイサービス等を通じた支援プログラムの開発、地域の関係機関との連携体制の整備及び専門職による発達障害の早期発見・早期対応を目的とした地域子育て支援を国立障害者リハビリテーションセンターで実施する。

障害保健福祉部における発達障害者支援施策（平成30年度予算）

課 題

3 人材の育成

かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 【地域生活支援事業等のうち0.21億円(0.44億円)】

発達障害における早期発見・早期支援の重要性に鑑み、かかりつけ医等の医療従事者に対して、対応力向上研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応が可能となるよう医療従事者の育成に取り組む。

発達障害者支援に係る研修事業【0.13億円(0.08億円)及び(独)国立精神・神経医療研究センター運営費交付金の内数】

- ア) 地域で指導的な役割を担うことができる専門的な人材を育成するための研修を国立障害者リハビリテーションセンターで実施する。
- イ) 困難事例に係るブロック研修等を行う「発達障害者地域支援推進事業」を国立障害者リハビリテーションセンターで実施する。
- ウ) 小児医療、精神医療、療育の3分野について、発達障害支援に携わる職員に対する研修を行い、各支援現場での対応の充実を図る。

発達障害専門医療機関ネットワーク事業 【地域生活支援事業等のうち1億円】

発達障害の医療ネットワークを構成し、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を行うための研修等を実施し、専門的医療機関の確保を図る。

4 情報提供・普及啓発

発達障害情報・支援センター 【0.48億円(0.52億円)】

国立障害者リハビリテーションセンターに設置されている「発達障害情報・支援センター」で、発達障害に関する各種情報発信し、支援手法の普及や国民の理解を促進。自治体等に対して地域における支援体制構築に向けた指導、助言を実施する。

「世界自閉症啓発デー」普及啓発事業 【0.08億円(0.08億円)】

「世界自閉症啓発デー」の周知と、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発活動を実施する。

5 その他

発達障害者就労支援普及・定着化事業、就労移行支援事業における効果的な支援手法の検証・普及事業 【0.16億円(0.16億円)】

発達障害者の就労支援に関する支援・検証を国立障害者リハビリテーションセンターで実施。

その他 【0.4億円(0.28億円)】

「発達障害者支援に関する行政評価・監視」の勧告に対する改善措置状況

勧告先：文部科学省、厚生労働省 勧告日：平成29年1月20日 回答日：平成29年12月13日（文部科学省）、12月15日（厚生労働省）

1. 発達障害の早期発見

主な勧告（調査結果）

市町村の取組実態を把握し、発達障害が疑われる児童の早期発見に資する有効な措置の実施 【厚生労働省】

乳幼児健診において、発達障害が疑われる児童の発見割合が極端に低く、発見漏れの可能性が高い例（注1）あり

（注1）厚生労働省の乳幼児を対象とする研究で、顕著な発達障害の特性を示す層の割合（有病率）は1.6%（推計）となっているが、調査結果では、1歳6か月児健診で4/23市町村、3歳児健診で3/24市町村において、これを下回る発見割合（0.2%～1.3%）

早期発見の重要性の周知徹底、健診時の具体的な取組方法の提示

【文部科学省】

就学時健診において、早期発見の重要性を十分認識せず、発達障害が疑われる児童の発見の取組を実施していない例あり（11/31市町村教育委員会）

発達段階に応じた行動観察に当たっての着眼点等を共通化した

標準的なチェックリストの提示 【文部科学省、厚生労働省】

- 一部の学校等では、校内共通のチェックリストを活用（39/116校等）
教員等の経験や主観による発見の差を減じる上で効果的との意見あり
- 国のガイドライン（注2）等は、小・中学生を対象としたもので、児童生徒の年齢・学年に応じた着眼点等が示されていない状況あり

（注2）「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥/多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」（平成16年1月文部科学省）

発達障害の発見の遅れは、適切な支援につながらず、結果として、不登校や暴力行為などの二次障害にも発展するおそれ

主な改善措置状況

乳幼児健診における発達障害が疑われる児童の早期発見について、市町村の取組事例を収集・整理し、平成29年度内に好取組事例集を市町村に周知予定 【厚生労働省】

就学時健診における発見の重要性や具体的な取組方法について、平成29年度内に就学時の健康診断マニュアルに明記し、都道府県教育委員会等に周知予定 【文部科学省】

幼稚園から高校までの日々の行動観察について、平成29年3月、参考となるチェックリストの例と活用方法を都道府県教育委員会等に周知 【文部科学省】

保育所における行動観察については、平成29年度内に標準的なチェックリストであるアセスメントツール等の活用方法を都道府県等に周知予定 【厚生労働省】

2. 適切な支援と情報の引継ぎ

主な勧告（調査結果）

支援計画等の作成対象とすべき児童生徒の考え方の提示

【文部科学省、厚生労働省】

- ・ 医師の診断のある児童生徒についてのみ支援計画を作成するなど、支援計画の作成対象を一律の基準で限定している例あり（19/111校等）。支援計画が作成されていないものの中には、不登校、休学、退学となった例あり（2事例7人）
- ・ 一方、支援計画等が作成され、特別支援学校など関係機関による助言や保護者との連携等が図られたことで、状態が改善するなど効果的な支援が行われている例あり（30事例）

進学先への情報の引継ぎの重要性とともに、支援計画を始め、必要な支援内容等が文書により適切に引き継がれるよう具体例を挙げて周知

【文部科学省、厚生労働省】

- ・ 市町村において、乳幼児健診の結果について、保育所等から情報提供の依頼があった場合のみ引き継ぐなど、積極的に引き継ぐ意識が十分でない例あり（15/31市町村）
- ・ 中学・高校間及び高校・大学間で引継ぎの未実施あり（20/40校）
- ・ 口頭のみで引継ぎを行っているため、情報が正確に伝わらない、担当者の異動により情報が散逸するおそれがあるなどの意見あり

適切な引継ぎがなされず、支援が途切れたものの中には、二次障害に発展するなど対応が困難となった例あり

主な改善措置状況

学校については、画一的な基準によって、作成対象を限定せず、個々の児童生徒の障害特性や状態等を踏まえ、教育上の支援が必要な児童生徒に対して作成に努めるよう、平成29年6月に都道府県教育委員会等に周知
【文部科学省】

保育所については、個々の子どもの育ちや生活の中での困難等を理解した上で、必要に応じて指導計画等を作成する旨を平成29年度内に都道府県等に周知予定
【厚生労働省】

乳幼児健診の結果等の進学先への引継ぎについては、市町村の好取組事例を平成29年度内に市町村に周知予定
【厚生労働省】

幼稚園から大学・就労先までの各段階における情報の引継ぎについては、その具体例と適切な保存・管理を行った上で引き継ぐことの重要性を明示したガイドライン（注）を作成し、平成29年6月に都道府県教育委員会等に周知
【文部科学省】

（注）「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（平成29年3月文部科学省）

保育所から小学校への情報の引継ぎについては、具体的な方法を平成29年度内に都道府県等に周知予定
【厚生労働省】

3. 専門的医療機関の確保

主な勧告（調査結果）

発達障害に係る専門的医療機関の積極的な公表の促進【厚生労働省】

都道府県等が、専門的医療機関をHPで公表している例がある一方で、公表に伴いより多くの受診予約が殺到すると業務に支障を来す等の理由で未公表の例あり（4/22都道府県等）

利用者の適切な受診機会を確保する観点から、積極的に公表していく必要あり

専門的医療機関の確保のための一層の取組 【厚生労働省】

専門的医療機関において、発達障害が疑われる児童生徒の初診待ちが長期化

- ・ 初診待機日数：半数以上の医療機関（14/27病院）が3か月以上、中には最長で約10か月待ちの例あり
- ・ 初診待機者数：約4割の医療機関（12/27病院）で50人以上、中には待機者が最大316人の例あり

主な改善措置状況

専門的医療機関の積極的な公表と公表情報に容易にアクセスできるよう掲載内容の工夫を行うなどの取組を平成29年5月に都道府県等に要請
【厚生労働省】

平成30年度概算要求において、発達障害の診療・支援ができる医師の養成のために必要な研修等の経費を計上
【厚生労働省】